

原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
〔令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号〕

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 8 経営第 53 号

(通則)

第 1 原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、福島県知事が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業
- (2) 原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 3 別表の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、福島県知事は、交付申請書を東北農政局長に提出しなければならない。

2 福島県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、東北農政局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 東北農政局長は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、福島県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1か月とする。

(申請の取下げ)

第7 福島県知事は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を東北農政局長に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 福島県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を東北農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 福島県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて東北農政局長の承認を受けることができる。

3 東北農政局長は、前2項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 福島県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を東北農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 11 福島県知事は、補助金の交付決定に係る年度の第 2 四半期及び第 3 四半期の末日現在において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに東北農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項に規定するほか、東北農政局長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、福島県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払等の請求)

- 第 12 福島県知事は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第 5 号による概算払請求書を作成し、東北農政局長及び官署支出官東北農政局総務部長宛てに提出しなければならない。
- 2 前項に係る概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 3 福島県知事は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 13 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、福島県知事は、補助事業が完了したとき（第 8 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を東北農政局長に提出しなければならない。
- 2 福島県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 福島県知事は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに東北農政局長に報告するとともに、東北農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により東北農政局長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 東北農政局長は、第 13 第 1 項又は第 2 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福島県知事にその額を通知するものとする。

2 東北農政局長は、福島県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は、90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15 東北農政局長は、第 8 第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 福島県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく東北農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 福島県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 福島県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 東北農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 東北農政局長は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 第 3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第 16 福島県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第 17 福島県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 福島県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（第 2 第 1 項第 2 号の事業に関連するものは 10 年間）整備保管しなければならない。
  - 3 前 2 項及び第 18 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第 18 福島県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 8 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 19 福島県知事は、第 4 第 1 項の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 8 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 10 の規定による事業遅延の届出、第 11 の規定による状況報告、第 12 の規定による概算払請求、第 13 第 1 項の規定による実績報告並びに第 13 第 3 項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 福島県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請システムにより提供する様式によるものとする。
  - 3 東北農政局長は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた福島県知事に対する通知、承認、指示、命令については、福島県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請システムを使用する方法によることができる。
  - 4 福島県知事が第 2 項の規定により共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請システムのサービス提供者が別に定める共通申請システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第 20 福島県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8 から第 18 の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、福島県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による福島県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を福島県知事に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- (5) 「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを福島県知事に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを福島県知事に提出すること。

受益者が農業者の場合は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを事業実施主体である被災12市町村の長に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを事業実施主体である被災12市町村の長に提出すること。

なお、いずれの場合においても、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

- 2 福島県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 福島県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ東北農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 4 福島県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 福島県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

7 福島県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則 (令和3年3月30日付け2経営第3385号)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日付け3経営第3127号)

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月28日付け4経営第2927号)

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日付け5経営第2447号)

1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月31日付け6経営第2241号)

1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年4月7日付け8経営第53号)

1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表（第2、第3、第9関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第4の1に規定する事業に要する経費	定 額	福島県		事業の新設、又は廃止 事業費の30%を超える増減
2 原子力災害被災12市町村機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第4の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 経営転換協力金交付事業	定 額	福島県		事業の新設、又は廃止 事業費の30%を超える増減

令和 年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和 年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

（注）（〇〇〇〇）には、別表の区分の欄の該当する事業名を記載する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第6の1の（3）により福島県知事が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第9の3により福島県知事が作成する事業完了報告書）を添付すること。

- 3 経費の配分及び負担区分

別表の区分の欄の1の事業を実施する場合

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分				備 考
			国庫 補助金 (A)	県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- （注）1 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。  
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。  
 また、実施要綱第8の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表の区分の欄の2の事業を実施する場合

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分			備 考
			国庫 補助金 (A)	県 (B)	市町村 (C)	
		円	円	円	円	
合 計						

- (注) 1 区分の欄は、別表の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。  
 2 実施要綱第8の1の交付決定前着手届を提出した場合には、備考欄に着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日) 令和 年 月 日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

- (1) 福島県の補助金交付規程又は要綱等  
 (2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し (実績報告書の場合に限る。)  
 (3) チェックシート (実施要綱第5の2 (2) に該当する場合に限る。)

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。  
 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる

- 3 添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。

令和 年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し  
[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容  
(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 2 金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。
  - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
  - 4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更の無い場合は添付を省略できるものとする。）
  - 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

令和 年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）遅延届出書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。  
 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を実施したい場合のみ記載すること。  
 3 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。



令和 年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）概算払請求書（兼遂行状況報告書）

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿  
官署支出官東北農政局総務部長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第12第1項の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく請求する。  
(併せて、同要綱第11の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。)

(注) 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

令和 年 月 日現在

区 分	総事業費	国庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 A-(B+C)		事業完了 予定年月 日	備 考
			金額	出来高 (B/A)	金額	〇月〇日 迄予定出 来高 (B+C)/A )	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計										

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。  
 2 第11第1項のただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。また、表題及び本文に上述括弧書のとおり記載すること。  
 3 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については、省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。  
 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

令和 年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）実績報告書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。）

記

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 3 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
- 4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 5 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し、チェックシート（実施要綱第5の2（2）に該当する場合に限る。）を添付すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 6 添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。
- 7 添付書類のうちチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

令和 年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、下記の「3の金額の積算の内訳」資料を除き添付不要。）

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。

3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日

- における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用の写し（税務署受付済のもの）
  - ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
  - 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和 年度  
農林水産本省所管

原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金調書

国			福 島 県										備 考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													
合 計													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

財 産 管 理 台 帳

間接補助事業者名 \_\_\_\_\_

事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名													
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。